

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人あたり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■こども家庭庁 コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■中央区子育て支援課子育て支援係

03-3546-5350・5351

(受付時間：平日8:30～17:00、水曜日は19:00まで)



3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月19日に**、令和5年3月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、子育て支援係まで申し出てください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請期間は、**令和5年5月22日から令和6年2月29日まで**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて子育て支援課あて郵送でご提出ください（窓口での提出も可）。申請書などは中央区ホームページからダウンロードすることができます。
- ▶ 申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方に対し、指定口座に**6月20日以降**に順次振り込みます。
- ▶ 詳しくは区ホームページでご確認いただくか、子育て支援課子育て支援係までお問い合わせください。

【ご注意ください】

- ※ 令和4年度に実施した「ひとり親世帯生活支援特別給付金」とは別の給付金です。ひとり親世帯生活支援特別給付金を受け取った方も、今回の給付金を受け取るためには、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

また、昨年度受給していたとしても、今回は対象外となる場合もあります。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などがかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。